令和 2年10月 7日

課外活動団体 各位

課外活動担当副総長 佐久間 淳一

新型コロナウィルス感染防止にともなう課外活動への対応について

9月4日付通知において、課外活動レベル1における対応についてご案内しましたが、今回、県内の感染状況等を検討し、当面の間、課外活動の取扱いを次のとおりとしますので、各クラブ・サークルの構成員に周知・徹底いただくよう、お願いいたします。

なお、今後も、活動指針のレベル自体に変更が無い場合でも、県内の感染状況等により、随時検討し、課外活動における取扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

記

# 適用期間:10月 7日(水)~ 当面の間

# 【I】課外活動範囲

感染症予防対策申請書の許可を得て、感染防止措置を行うことを条件に、練習 を可とします。

- (1)これまでに感染症予防対策申請書の許可を得ていない団体は申請書を課 外活動係へ提出し、許可を得ること。 なお、申請書の提出は、活動希望日の10日前までには提出すること。
- (2)申請書とともに、団体のメンバー全員の名簿を課外活動係へ提出すること。
- (3) 運動施設を使用したい非公認団体は、使用責任者(教員)の承認を得たことがわかるもの(教員からの許可メール等)も併せて提出すること。

## 【Ⅱ】施設の使用上限人数

公認団体が本通知以降に感染症予防対策申請書を提出し, 許可を得た場合に限り, 上限人数の制限を解除します。

- (1) すでに感染症予防対策申請書の許可を得ている公認団体で、活動時の上限人数の制限解除を希望する公認団体は、再度、申請書を提出し、許可を得ること。申請書様式については、別途案内する様式を使用すること。 なお、申請書の提出は、活動希望日の10日前までには提出すること。
- (2) 非公認団体については、現時点では制限を解除しないため、別途連絡があるまで、引き続き使用上限人数を守って利用すること。

## 【Ⅲ】利用可能時間

◆屋内運動施設 9:00~20:00

◆屋外運動施設 7:30~20:30

※テニスコートの利用については

平日 7:30~20:30

土日祝日 9:00~20:30

※多目的コートの利用については 全日 9:00~20:30

- ★運動施設のうち,運動施設予約システムでの予約・承認が別途必要な施設は, 予約承認が得られない場合は使用不可。
  - ◆学生会館 月曜日~金曜日 9:00~21:00

土日祝日 10:00~18:00

◆体育合宿所 月曜日~日曜日 9:00~21:00

◆音楽練習室 月曜~金曜日 9:00~21:00

土曜日 9:00~20:00

日祝日 10:00~17:00

- ◆音楽練習共用施設(音楽ドーム) 9:00~21:00 ※楽器演奏は20時30分まで
- ◆総合運動場複合棟(音楽練習室,講義室) 9:00~21:00 ※講義室は1団体1日3時間まで
- ◆占有個室(部室及び器具庫) 9:00~21:00

※朝7:30からの屋外運動施設の利用によりやむを得ない場合は

朝7:30からの利用を可とする。

◆豊田講堂 平日17:00~21:00

※水曜日は15:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00

◆その他施設:各施設の利用可能時間による

- ※全学教育棟については、10月の利用を引き続き中止とする。11月以降の利用の可否については検討中。
- (1) トレーニングルームは引き続き使用不可とする。利用再開に関する情報は、保体センターホームページに掲載予定。
- (2) 更衣室は利用可能だが、感染予防のため、少人数・短時間で行うこと。 シャワールームの使用は引き続き不可とする。
- (3) ミーティングは屋外運動施設やオンラインをできるだけ利用して行うこと。

## 【Ⅳ】練習時間

個人の活動時間は、半日 $(4\sim 5$ 時間)を目途とし、食事時間をまたいでの練習を行わないこと。

活動再開後は、怪我の防止の観点から、各団体で練習メニューをよく検討し、段階的に活動内容のレベルを上げていくようにすること。

# 【V】練習参加記録簿の作成

練習参加記録簿を事前及び事後に作成し、各団体で保管しておくこと。課外活動係への提出は必要ないが、感染者が出た場合等には記録簿の提出を求めるので、事前及び事後の記録簿データは削除せず、しっかり保管しておくこと。

# 【VI】学外者の取扱い

団体の構成員に学外者が含まれている場合には、学外者の利用も可能だが、 団体のメンバー全員の名簿を提出するとともに、事前・事後の記録簿に必ず 記入すること。

# 【Ⅶ】公式戦や対外試合・合同練習、大会・コンクール等

#### 《学外施設を利用する場合》

- (1) 公式戦,対外試合・合同練習の実施
  - ①公式戦及び対外試合・合同練習等への出場を希望する場合は大会出場申請書を開催日の1ヶ月前までに課外活動係へ提出すること。
  - ②開催地の指定はしないが、日帰りであることを条件とする。
- (2) 文化サークル団体のコンクール等への出場
  - 「(1)公式戦、対外試合・合同練習の実施」と同様の取扱いとする。

## 《本学運動施設を利用する場合》

(1) 公式戦,対外試合の実施

公式戦及び対外試合の学内運動施設での実施を希望する場合は、保体センターHPに掲載されているコロナ対策用の「大会やイベントを開催するための申請書一式(様式 $1\sim3$ )」及び部長教員が申請内容について承認したことがはっきりと分かるメールを開催日の1ヶ月前までに課外活動係宛てにメール添付で提出すること。

#### (2) 合同練習の実施

合同練習の学内運動施設での実施を希望する場合は、保体センターHPに掲載されているコロナ対策用の「合同練習で運動施設を使用するための申請書」及び部長教員が申請内容について承認したことがはっきりと分かるメールを活動日の1ヶ月前までに課外活動係宛てにメール添付で提出すること。

(3) 様式掲載先

保体センターHP

http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/facilities/form/

※提出期限は原則1ヶ月前だが、移行期間を設け、10月16日(金)まで に提出されたものについては、1ヶ月を切ったものでも受付けるものとす る。ただし、開催日が直近の場合は受付不可とする。

# 【**Ⅲ**】定期公演会や合宿,活動に伴う会食,新入生歓迎イベント等の行事について

引き続き禁止とする。

### 【区】勧誘活動について

新入生の体験入部や見学は可能だが、学内外での不特定多数への対面での勧誘活動は引き続き禁止とする。(ビラ配り等)

## 【X】各クラブ・サークル構成員の活動参加について

新型コロナウィルス感染症に対する考え方は人それぞれで異なるため、活動を行うにあたり、構成員の活動参加の判断については、自由な選択ができるよう、十分に配慮すること。強要しているつもりはなくても、断れない状況を感じる場合もあるため、注意すること。

# 【XI】運動施設の解錠・施錠について

- (1) 第1~第5体育館,弓道場 ※使用する団体は必ず全学教育棟守衛室へ行き,学生証を預けること。
  - ①予約を行った団体が、全学教育棟守衛室で、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、学生証と引き替えに当該施設の鍵を借りること。活動終了時に他の団体が施設を使用している場合でも、鍵の又貸

しはせず、守衛室へ鍵を返却し、学生証を受け取ること。その際に、まだ

- 使用している団体がいる旨伝えること。
- ②先に使用している団体がおり、施設の鍵がすでに開いている場合でも、当該施設を使用する場合は、まず全学教育棟守衛室へ行き、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、守衛室に学生証を預けること。
- ③活動開始時に鍵の受け取りがなく,活動終了時に他の団体が使用していない場合は,全学教育棟守衛室へ鍵を受け取りに行き,当該施設を施錠し, 守衛室へ鍵を返却する際に学生証を受け取ること。
- ④活動開始時に鍵の受け取りがなく,終了時にも他の使用団体がいる場合は, 全学教育棟守衛室へ,まだ使用している団体がいる旨伝え,学生証を受け 取ること。
- ⑤団体同士, 部員同士で鍵の又貸しは行わないこと。
- (2) 新体育館アリーナ、テニスコート、多目的コート ※使用する団体は必ず体育合宿所へ行き、学生証を預けること。

- ①予約を行った団体が、体育合宿所へ、運動施設予約システムから出力した 許可証と学生証を提示し、学生証と引き替えに当該施設の鍵を借りること。 活動終了時には、次の団体がすでに到着している場合でも、鍵の又貸しは せず、合宿所へ鍵を返却し、学生証を受け取ること。次に使用する団体は、 合宿所で学生証と引き替えに当該施設の鍵を借りること。
- ②団体同士, 部員同士で鍵の又貸しは行わないこと。
- ◆今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》 学生支援課課外活動係 gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp